

横浜市の支給決定児童の受入れがある  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様  
(※ 児童発達支援、保育所等訪問支援の事業所は対象外)

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

## 新型コロナウイルス感染症に伴う令和 2 年 4 月サービス提供分の請求について（通知）（その 2）

標記について、学校等の一斉臨時休業等によって、4 月の利用者における放課後等デイサービスの自己負担額についても増加したことが想定されることから、その利用者負担の増加額相当に対しては国庫補助することとされました。

また、放課後等デイサービス利用者において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所が利用児童の居宅への訪問や電話等で健康管理や相談支援を行った場合の利用者負担について軽減することとされました。

これに対応するため、令和 2 年 4 月サービス提供分の請求の取り扱いについてご連絡します。

### 1 利用者負担軽減の内容

#### (1) 軽減内容

- ① 利用児童の居宅への訪問や電話等で健康管理や相談支援等の代替的な支援（以下「代替的な支援」という。）にかかる利用者負担の全額
  - ② 上記①の全額を控除したあとの令和 2 年 4 月の利用者負担が 2 月よりも高い場合、2 月の利用者負担を超過している額（→2 月の利用者負担と同額になるよう軽減します）
- ※ おやつ代等の実費は対象外

#### (2) 今回の負担軽減の対象児童

以下のすべてを満たす児童

ア 横浜市が放課後等デイサービスの支給決定を行っている

※ 他市区町村の児童については、当該自治体からの連絡をご確認ください。

イ 令和 2 年 4 月 1 日から 4 月 30 日の間に 1 回以上、放課後等デイサービスを利用している。  
(代替的な支援のみ利用している場合を含む)

**具体例 1** **3月利用分と同一のパターン**

： 代替的な支援なし（負担上限月額：37,200円）

- ① 2月にサービスの利用なし 又は 3月以降に新規で支給決定を受けた場合  
→ 利用者負担全額について、利用者負担を軽減

(例)

項目名	2月	4月	⇒ 全額を軽減	4月・軽減後
総費用額	0円	100,000円		
利用者負担（上記の1割）	0円	10,000円		0円

- ② 2月にサービスの利用あり かつ 4月に利用者負担が増加した 場合  
→ 2月と同額になるよう、利用者負担を軽減

(例)

項目名	2月	4月	⇒ 2月と同額 になるよう 軽減	4月・軽減後
総費用額	100,000円	200,000円		
利用者負担（上記の1割）	10,000円	20,000円		10,000円

- ③ 2月にサービスの利用あり かつ 3月に利用者負担が減少した 場合  
→ × 軽減対象外

**具体例 2** **新しいパターン**

： 通常の利用に加え、代替的な支援あり（負担上限月額：37,200円）

2月にサービスの利用があり かつ 4月にサービス利用と代替的支援があつて、利用者負担が増加した 場合

- ① 代替的な支援の全額を控除 してから、  
② 2月と同額になるよう、利用者負担を軽減

**■上限管理：無し の例**

単位/円

項目	2月 通常	4月 通常	4月	
			軽減①	軽減②
総費用額	100,000	200,000	200,000	↗
総費用のうち 代替的な支援	なし	(80,000)	(80,000)	
利用者負担 (上記の1割) (総費用のうち 代替的支援分)	A 10,000 (なし)	20,000 (8,000)	B 12,000 (0)	10,000 (0)
備考	4月の 利用者負担の 比較対象	通常 の利用者負担の 場合	まず、代替的な支援の 利用者負担 8,000円は全額軽減	次に、A10,000円と B12,000円を比較。 A<Bなので、Aと 同額になるように軽減

総費用額	200,000
- 代替的な支援	80,000
	120,000
	の1割

■上記の場合、軽減後の4月の利用者負担は、10,000円

■上限管理：有 の例

単位/円

項目/円	2月 通常		4月 通常		4月 軽減①		4月 軽減②	
	上限管理 事業所	その他 事業所	上限管理 事業所	その他 事業所	上限管理 事業所	その他 事業所	上限管理 事業所	その他 事業所
事業所								
総費用額	60,000	40,000	150,000	50,000	⇒ 150,000	50,000		
総費用のうち 代替的な支援	なし	なし	(50,000)	(10,000)	(50,000)	(10,000)		
利用者負担 (上記の1割) (うち 代替的支援分)	6,000 (なし)	4,000 (なし)	15,000 (5,000)	5,000 (1,000)	⇒ 10,000 (0)	4,000 (0)	6,000 (0)	4,000 (0)
利用者負担合計 (うち 代替的支援分)	A 10,000 (なし)		20,000 (6,000)		B 14,000 (0)		10,000 (0)	
備考	4月の 利用者負担の 比較対象		通常の 利用者負担の 場合		まず、 代替的な支援の 利用者負担 6,000円は全額軽減		次に、A10,000円と B14,000円を比較。 A<Bなので、Aと 同額になるように軽減	

■上記の場合、軽減後の4月の利用者負担は、10,000円

総費用額	200,000 (150,000+50,000)
- 代替的な支援	60,000 (50,000+10,000)
	140,000 の1割=14,000

**補足 (上限管理の有無に共通)**

A > B の場合、  
B の額がそのまま4月の利用者負担になります。

(注) 4月の利用者負担が、2月を下回る場合もあります。

(例) 2月の利用者負担：4,600円 (代替的な支援なし)  
4月の利用者負担：4,000円 ( " 控除後)  
⇒ 2月 > 4月なので、軽減②による調整はなし  
⇒ 具体例3のような場合も参照

**具体例3 今回の新しいパターン**

：通常の利用はなく、代替的な支援のみあり

2月にサービスの利用があり かつ 4月は通所を自粛して代替的な支援のみ

→ 代替的な支援の全額を控除 ⇒ 4月の利用者負担は、0円

**2 利用者負担軽減対象者の確認方法及び対象者にかかる利用者負担の請求手順**

(1) 利用者負担軽減対象者の確認 (負担上限月額：4,600円又は37,200円)

ア 上限管理がある場合、上限管理事業所が計算し、原則として、上限管理事業所の利用者負担額によって調整。負担軽減額がこれを上回る場合、通常の上限管理の手順と同様に他事業所も含めて計算

- ・ 上限管理事業所は、利用者負担上限額管理結果票を、「利用者負担軽減後の利用者負担」で、作成してください。
- ・ その他事業所は、利用者負担上限額管理結果票に基づき、必要に応じて再請求してください。

イ 上限管理がない場合、各事業所単位で計算

(2) 利用者負担軽減対象者を一覧表にまとめて、電子申請システムで横浜市に送付

横浜市電子申請システム URL :

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1589362848617>

締め切り：令和2年5月31日(日)

- (3) 利用者負担が減額となることを利用者に説明し、減額後の利用者負担を受領  
 ※ 減額となることが判明した時点で利用者負担を徴収済だった場合、返金等をお願いします。
- (4) 過誤申立て（原則：5月末ㄷ）と、再請求（原則：6/1～6/10）による利用者負担調整の手続き

### 3 再請求の手続き

対象となる児童の再請求について、システムを通じて国保連に対して行います。

- (1) 障害児通所給付費・入所給付費等明細書において、  
 「利用者負担上限月額①」を手入力により、「利用者負担軽減後の利用者負担」へと修正
- (2) 決定利用者負担額が「利用者負担軽減後の利用者負担」となっているかを確認

### 4 留意事項

- (1) 原則として、過誤申立書の提出の翌月に再請求を行うようお願いします。

(例1) 5月11日から5月31日までの間に、過誤申立書を横浜市に提出  
 6月1日から10日までの間に再請求  
 ↓  
 ・7月に給付費支払い時、5月分の通常の給付費に加えて、再請求した4月分の差額（利用者負担軽減額相当分）も支払い

過誤申立書の提出の翌月に再請求を行わない場合、毎月の給付費の振込額が過誤申立ての反映月に減少することになります。

(例2) 5月11日から5月31日までの間に、過誤申立書を横浜市に提出  
 6月1日から10日の間に再請求をせず、7月1日から10日の間に再請求  
 ↓  
 ・7月に給付費支払い時、過誤申立てした給付費が全額マイナス計上される一方、対応する再請求がないため、当月に振込予定だった5月分の通常の給付費が減額相殺、振込額減少（場合によっては減額相殺しきれず、納付書が発行されて個別手続きが発生）  
 ・8月に給付費支払い時、6月分の通常の給付費に加えて、再請求した4月分の給付費も支払い

- (2) 令和2年2月と4月で負担上限月額が異なる場合でも、考慮は不要です。  
 2月の利用者負担をそのまま比較対象として、算定してください。

例	負担上限月額の例		取扱い
	2月	4月	
4月から小学1年生	無償化0円	4,600円	2月と4月で負担上限月額が異なる場合でも、2月時点の利用者負担が比較対象
4月から負担額見直し	4,600円	37,200円	

### 5 その他

- ・今回ご案内したとおり過誤申立てを行った後に再請求をすると、再請求後の請求データ確認で、

EG37 ▲資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません

が表示されますが、この手続きにおいて発生したのであれば、対応は不要です。

- ・今回の国庫補助は、国及び神奈川県が行う補助事業に基づくため、放課後等デイサービスのみが対象です。児童発達支援又は保育所等訪問支援のみを利用している場合、対象となりません。
- ・令和2年4月に放課後等デイサービスを利用している児童が同月に保育所等訪問支援を利用していた場合、保育所等訪問支援に係る利用者負担を含めて、利用者負担の軽減を行います。
- ・令和2年5月利用分についても、同様の軽減を行います。詳細は別途ご案内します。

4 担当：横浜市こども青少年局  
 障害児福祉保健課 電話：045-671-4274